

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	東海財務局長
【提出日】	2022年6月28日
【会社名】	株式会社あいちフィナンシャルグループ
【英訳名】	Aichi Financial Group, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 伊藤 行記
【本店の所在の場所】	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	株式会社愛知銀行 上席執行役員総合企画部長 石川 恵一 株式会社中京銀行 執行役員総合企画部長 瀬林 寿志
【最寄りの連絡場所】	株式会社愛知銀行 東京支店 東京都中央区日本橋本町三丁目7番2号 株式会社中京銀行 東京事務所 東京都中央区八丁堀四丁目10番4号
【電話番号】	株式会社愛知銀行 東京支店 03(3662)3680(代表) 株式会社中京銀行 東京事務所 03(3555)6811(代表)
【事務連絡者氏名】	株式会社愛知銀行 東京支店長 山本 善也 株式会社中京銀行 東京事務所長 内田 武
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	普通株式
【届出の対象とした募集金額】	270,078,753,272円 (注) 本訂正届出書提出日において未確定であるため、株式会社愛知銀行(以下「愛知銀行」といいます。)及び株式会社中京銀行(以下「中京銀行」といい、愛知銀行及び中京銀行を総称して「両行」といいます。)の2022年3月31日現在における株主資本の額(簿価)を合算した金額を記載しております。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2022年6月8日付で提出いたしました有価証券届出書の記載事項のうち、2022年6月24日に開催された両行それぞれの定時株主総会において株式移転計画が承認されたこと、2022年6月24日に両行それぞれの有価証券報告書が提出されたこと及び2022年6月28日に両行それぞれの臨時報告書が提出されたことに伴い、一部訂正すべき事項がありますので、これらに関する事項その他一部訂正を要する箇所を併せて訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。また、両行それぞれの定時株主総会議事録の写しを添付書類として追加いたします。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行株式

第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報

第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要

- 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等
- 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等
- 7 組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利
- 8 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続

第2 統合財務情報

3 組織再編成対象会社

第三部 企業情報

第1 企業の概況

2 沿革

第2 事業の状況

- 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- 2 事業等のリスク
- 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析
- 4 経営上の重要な契約等
- 5 研究開発活動

第3 設備の状況

- 1 設備投資等の概要
- 2 主要な設備の状況
- 3 設備の新設、除却等の計画

第4 提出会社の状況

4 コーポレート・ガバナンスの状況等

第5 経理の状況

第五部 組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報

第1 継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項

（添付書類の追加）

愛知銀行の定時株主総会議事録の写し

中京銀行の定時株主総会議事録の写し

3【訂正箇所】

訂正箇所は_____を付して表示しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

(訂正前)

種類	発行数	内容
普通株式	49,094,859株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、株式会社あいちフィナンシャルグループ（以下「当社」といいます。）における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4

(注) 1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、2022年5月11日に開催された両行の取締役会決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び2022年6月24日開催予定の両行の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づいて行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

2～4（省略）

(訂正後)

種類	発行数	内容
普通株式	49,094,859株 (注) 1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、株式会社あいちフィナンシャルグループ（以下「当社」といいます。）における標準となる株式です。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株です。 (注) 4

(注) 1 普通株式は、銀行法その他の法令に定める関係官庁の許認可等を条件として、2022年5月11日に開催された両行の取締役会決議（株式移転計画の作成承認、定時株主総会への付議）及び2022年6月24日に開催された両行の定時株主総会の特別決議（株式移転計画の承認）に基づいて行う株式移転（以下「本株式移転」といいます。）に伴い発行する予定です。

2～4（省略）

第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】

(訂正前)

(1) (省略)

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社あいちフィナンシャルグループ (英文表示: Aichi Financial Group, Inc.)
(2) 事業内容	当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 銀行および銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 (2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務 (3) 前二号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務
(3) 本店所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号

	代表取締役社長	伊藤 行記（現 愛知銀行 取締役頭取）
	代表取締役副社長	小林 秀夫（現 中京銀行 取締役頭取）
	取締役	藏富 宣彦（現 愛知銀行 専務取締役）
	取締役	松野 裕泰（現 愛知銀行 常務取締役）
	取締役	吉川 浩明（現 愛知銀行 取締役）
	取締役	早川 誠（現 中京銀行 常務執行役員）
	取締役	鈴木 規正（現 愛知銀行 取締役）
	取締役	伊藤 謙二（現 愛知銀行 執行役員総合企画部長）
	取締役	瀬林 寿志（現 中京銀行 執行役員総合企画部長）
	取締役（監査等委員）	加藤 政宏（現 愛知銀行 取締役（監査等委員））
	取締役（監査等委員）	江本 泰敏（現 愛知銀行 社外取締役（監査等委員））
	取締役（監査等委員）	柴田 雄己（現 中京銀行 社外取締役）
	取締役（監査等委員）	村田 知英子（現 村田知英子税理士事務所所長）
	取締役（監査等委員）	栗本 幸子（現 中京銀行 社外監査役）
	取締役（監査等委員）	我妻 巧（現 株式会社インテック 常務取締役）
(4) 代表者及び役員の就任予定		<p>(注1) 江本泰敏氏、柴田雄己氏、村田知英子氏、栗本幸子氏及び我妻巧氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役となる予定であります。また、共同持株会社は、江本泰敏氏、柴田雄己氏、村田知英子氏、栗本幸子氏及び我妻巧氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出る予定であります。</p> <p>(注2) 江本泰敏氏は、現在愛知銀行の社外取締役（監査等委員）に就任しておりますが、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日）をもって、愛知銀行の取締役を辞任し、本株式移転の効力発生日（2022年10月3日）付で共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。また、村田知英子氏は、2022年6月24日に開催予定の愛知銀行の定時株主総会において愛知銀行の社外取締役（監査等委員）候補者とされる予定ですが、当該定時株主総会において同氏が愛知銀行の社外取締役（監査等委員）として選任された場合、同氏は、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日）をもって、愛知銀行の取締役を辞任し、本株式移転の効力発生日（2022年10月3日）付で共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。</p> <p>(注3) 柴田雄己氏は、現在中京銀行の社外取締役に就任しておりますが、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日）をもって、中京銀行の取締役を辞任し、本株式移転の効力発生日（2022年10月3日）付で共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。また、栗本幸子氏は、現在中京銀行の社外監査役に就任しておりますが、本株式移転の効力発生日の前日（2022年10月2日）をもって、中京銀行の監査役を辞任し、本株式移転の効力発生日（2022年10月3日）付で共同持株会社の社外取締役（監査等委員）に就任する予定であります。</p>
(5) 資本金		20,000百万円
(6) 純資産（連結）		未定
(7) 総資産（連結）		未定
(8) 決算期		3月31日

イ 提出会社の企業集団の概要

(中略)

当社設立後の、当社と両行の状況は以下のとおりとなる予定です。

両行は、2022年6月24日開催予定の両行の定時株主総会における承認及び関係当局の許認可等が得られることを前提として、2022年10月3日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

(後略)

(訂正後)

(1) (省略)

(2) 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

提出会社の企業集団の概要

ア 提出会社の概要

(1) 商号	株式会社あいちフィナンシャルグループ (英文表示:Aichi Financial Group, Inc.)
(2) 事業内容	当社は、銀行持株会社として、次の業務を営むことを目的とする。 (1) 銀行および銀行法により子会社とすることができる会社の経営管理 (2) 前号に掲げる業務に付帯関連する一切の業務 (3) 前二号に掲げる業務のほか、銀行法により銀行持株会社が営むことができる業務
(3) 本店所在地	愛知県名古屋市中区栄三丁目14番12号

(4) 代表者及び役員の就任 予定	代表取締役社長	伊藤 行記 (現 愛知銀行 取締役頭取)
	代表取締役副社長	小林 秀夫 (現 中京銀行 取締役頭取)
	取締役	藏富 宣彦 (現 愛知銀行 専務取締役)
	取締役	松野 裕泰 (現 愛知銀行 常務取締役)
	取締役	吉川 浩明 (現 愛知銀行 常務取締役)
	取締役	早川 誠 (現 中京銀行 常務執行役員)
	取締役	鈴木 規正 (現 愛知銀行 取締役)
	取締役	伊藤 謙二 (現 愛知銀行 取締役)
	取締役	瀬林 寿志 (現 中京銀行 執行役員総合企画部長)
	取締役(監査等委員)	加藤 政宏 (現 愛知銀行 取締役(監査等委員))
	取締役(監査等委員)	江本 泰敏 (現 愛知銀行 社外取締役(監査等委員))
	取締役(監査等委員)	柴田 雄己 (現 中京銀行 社外取締役)
	取締役(監査等委員)	村田 知英子 (現 愛知銀行 社外取締役(監査等委員))
	取締役(監査等委員)	栗本 幸子 (現 中京銀行 社外監査役)
	取締役(監査等委員)	我妻 巧 (現 株式会社インテック 常勤監査役)
	<p>(注1) 江本泰敏氏、柴田雄己氏、村田知英子氏、栗本幸子氏及び我妻巧氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役となる予定であります。また、共同持株会社は、江本泰敏氏、柴田雄己氏、村田知英子氏、栗本幸子氏及び我妻巧氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、東京証券取引所及び名古屋証券取引所に届け出る予定であります。</p> <p>(注2) 江本泰敏氏は、現在愛知銀行の社外取締役(監査等委員)に就任しておりますが、本株式移転の効力発生日の前日(2022年10月2日)をもって、愛知銀行の取締役を辞任し、本株式移転の効力発生日(2022年10月3日)付で共同持株会社の社外取締役(監査等委員)に就任する予定であります。また、村田知英子氏は、現在愛知銀行の社外取締役(監査等委員)に就任しておりますが、本株式移転の効力発生日の前日(2022年10月2日)をもって、愛知銀行の取締役を辞任し、本株式移転の効力発生日(2022年10月3日)付で共同持株会社の社外取締役(監査等委員)に就任する予定であります。</p> <p>(注3) 柴田雄己氏は、現在中京銀行の社外取締役に就任しておりますが、本株式移転の効力発生日の前日(2022年10月2日)をもって、中京銀行の取締役を辞任し、本株式移転の効力発生日(2022年10月3日)付で共同持株会社の社外取締役(監査等委員)に就任する予定であります。また、栗本幸子氏は、現在中京銀行の社外監査役に就任しておりますが、本株式移転の効力発生日の前日(2022年10月2日)をもって、中京銀行の監査役を辞任し、本株式移転の効力発生日(2022年10月3日)付で共同持株会社の社外取締役(監査等委員)に就任する予定であります。</p>	
(5) 資本金	20,000百万円	
(6) 純資産(連結)	未定	
(7) 総資産(連結)	未定	
(8) 決算期	3月31日	

イ 提出会社の企業集団の概要

（中略）

当社設立後の、当社と両行の状況は以下のとおりとなる予定です。

両行は、2022年6月24日に開催された両行の定時株主総会により得られた承認に加え、関係当局の許認可等が得られることを前提として、2022年10月3日（予定）をもって、本株式移転により株式移転設立完全親会社たる当社を設立することについて合意しております。

（後略）

3【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】

（訂正前）

(1) 組織再編成に係る契約の概要

両行は、2022年6月24日に開催予定の両行の定時株主総会による承認及び関係当局の許認可等が得られることを前提として、2022年10月3日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両行を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を、2022年5月11日開催の両行の取締役会の決議に基づき作成いたしました。また、両行は、2022年5月11日付で、共同株式移転の方法により両行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結しております。

当社は、本株式移転計画に基づき、愛知銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式3.33株を、中京銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画においては、2022年6月24日に開催される予定の愛知銀行の定時株主総会及び同日に開催される予定の中京銀行の定時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2)（省略）

（訂正後）

(1) 組織再編成に係る契約の概要

両行は、2022年6月24日に開催された両行の定時株主総会による承認に加え、関係当局の許認可等が得られることを前提として、2022年10月3日（予定）をもって、当社を株式移転設立完全親会社、両行を株式移転完全子会社とする株式移転を行うことを内容とする株式移転計画（以下「本株式移転計画」といいます。）を、2022年5月11日開催の両行の取締役会の決議に基づき作成いたしました。また、両行は、2022年5月11日付で、共同株式移転の方法により両行の完全親会社となる当社を設立して経営統合することを合意する経営統合契約書（以下「本経営統合契約書」といいます。）を締結しております。

当社は、本株式移転計画に基づき、愛知銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式3.33株を、中京銀行の普通株式1株に対して当社の普通株式1株を、それぞれ割当交付いたします。本株式移転計画に定めるところにより、2022年6月24日に開催された愛知銀行の定時株主総会及び同日に開催された中京銀行の定時株主総会において、それぞれ本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が行われております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店の所在地、役員、資本金及び準備金の額、株式上場、株主名簿管理人、剰余金の配当等につき規定されています（詳細につきましては、下記「(2) 株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。）。

(2)（省略）

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

（訂正前）

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

愛知銀行又は中京銀行の株主が、その有する愛知銀行の普通株式又は中京銀行の普通株式につき、愛知銀行又は中京銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年6月24日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ愛知銀行又は中京銀行に対し通知し、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、かつ、愛知銀行及び中京銀行が上記定時株主総会の決議の日（2022年6月24日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

愛知銀行

愛知銀行の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2022年6月24日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、愛知銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、愛知銀行に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、愛知銀行に2022年6月23日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載のログイン用QRコード又は「ログインID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って、2022年6月23日午後5時30分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、2022年6月21日までに、愛知銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、愛知銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

中京銀行

中京銀行の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2022年6月24日開催予定の定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります（なお、株主は、中京銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、中京銀行に提出する必要があります。）。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、中京銀行に2022年6月23日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載のログイン用QRコード又は「ログインID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って、2022年6月23日午後5時30分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、2022年6月21日までに、中京銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、中京銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

（省略）

(2)（省略）

(訂正後)

(1) 組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使の方法について

愛知銀行又は中京銀行の株主が、その有する愛知銀行の普通株式又は中京銀行の普通株式につき、愛知銀行又は中京銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年6月24日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ愛知銀行又は中京銀行に対し通知し、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、かつ、愛知銀行及び中京銀行が上記定時株主総会の決議の日(2022年6月24日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

愛知銀行

愛知銀行の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2022年6月24日に開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、愛知銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、愛知銀行に提出する必要があります。)。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、愛知銀行に2022年6月23日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載のログイン用QRコード又は「ログインID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って、2022年6月23日午後5時30分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、2022年6月21日までに、愛知銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、愛知銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

中京銀行

中京銀行の普通株式の株主による議決権の行使の方法としては、2022年6月24日に開催された定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、中京銀行の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、中京銀行に提出する必要があります。)。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。

郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、中京銀行に2022年6月23日午後5時30分までに到達するように返送することが必要となります。なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)にアクセスし、上記議決権行使書用紙に記載のログイン用QRコード又は「ログインID」及び「仮パスワード」を利用のうえ、画面の案内に従って、2022年6月23日午後5時30分までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。機関投資家については、上記に加え、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」を利用することも可能です。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。但し、当該株主は、2022年6月21日までに、中京銀行に対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、中京銀行は、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

（省略）

（2）（省略）

8【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

（訂正前）

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、愛知銀行においては中京銀行の、中京銀行においては愛知銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、両行の本店に2022年6月9日よりそれぞれ備え置く予定です。その他に、愛知銀行又は中京銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転効力発生日（2022年10月3日を予定）までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

は、2022年5月11日開催の両行の取締役会において承認された株式移転計画です。は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。は、本株式移転に際して愛知銀行又は中京銀行の新株予約権を有する新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する当社の新株予約権の内容、数及び割当てに関する事項が相当であることを説明した書類です。は、愛知銀行又は中京銀行の2022年3月期の計算書類等に関する書類です。は、愛知銀行又は中京銀行の2022年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記 から の書面の備置開始後、本株式移転効力発生日（2022年10月3日を予定）までの間に同書面の記載事項に変更が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象又は変更内容を記載した書面です。

これらの書類は、両行のそれぞれの本店で閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

2022年3月31日（木）	定時株主総会に係る基準日（両行）
2022年5月11日（水）	本経営統合契約書の締結に係る取締役会決議及び本経営統合契約書の締結（両行）
	本株式移転計画の作成に係る取締役会決議及び本株式移転計画の作成（両行）
	本自社株公開買付応募契約書の締結に係る取締役会決議及び本自社株公開買付応募契約書の締結（中京銀行）
2022年6月24日（金）（予定）	本株式移転計画承認に係る定時株主総会（両行）
2022年9月29日（木）（予定）	東京証券取引所及び名古屋証券取引所上場廃止日（両行）
2022年9月30日（金）まで（予定）	本自己株公開買付けの決済開始日
2022年9月30日（金）（予定）	両行の中間配当（中京銀行による本特別配当を含む）の基準日
2022年10月3日（月）（予定）	当社設立登記日（効力発生日）及び当社株式上場日

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法
株式について

愛知銀行又は中京銀行の株主が、その有する愛知銀行の普通株式又は中京銀行の普通株式につき、愛知銀行又は中京銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年6月24日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ愛知銀行又は中京銀行に対し通知し、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、かつ、愛知銀行及び中京銀行が上記定時株主総会の決議の日（2022年6月24日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（省略）

（訂正後）

(1) 組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法

本株式移転に関し、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、会社法第773条第1項第9号及び第10号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項、愛知銀行においては中京銀行の、中京銀行においては愛知銀行の最終事業年度に係る計算書類等の内容を記載した書面を、両行の本店に2022年6月9日よりそれぞれ備え置いております。その他に、愛知銀行又は中京銀行の最終事業年度の末日後に会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記書面の備置の開始日以降、本株式移転効力発生日（2022年10月3日を予定）までの間に上記書面の記載事項に変更が生じたときは、その内容を記載した書面を追加で備え置くことといたします。

は、2022年5月11日開催の両行の取締役会において承認された株式移転計画です。は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。は、本株式移転に際して愛知銀行又は中京銀行の新株予約権を有する新株予約権者に対して当該新株予約権に代わって交付する当社の新株予約権の内容、数及び割当てに関する事項が相当であることを説明した書類です。は、愛知銀行又は中京銀行の2022年3月期の計算書類等に関する書類です。は、愛知銀行又は中京銀行の2022年3月期の末日後に、会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたとき、又は上記 から の書面の備置開始後、本株式移転効力発生日（2022年10月3日を予定）までの間に同書面の記載事項に変更が生じたときに備え置かれるものであり、当該事象又は変更内容を記載した書面です。

これらの書類は、両行のそれぞれの本店で閲覧することができます。

(2) 株主総会等の組織再編成に関する手続の方法及び日程

2022年3月31日（木）	定時株主総会に係る基準日（両行）
2022年5月11日（水）	本経営統合契約書の締結に係る取締役会決議及び本経営統合契約書の締結（両行） 本株式移転計画の作成に係る取締役会決議及び本株式移転計画の作成（両行） 本自社株公開買付応募契約書の締結に係る取締役会決議及び本自社株公開買付応募契約書の締結（中京銀行）
2022年6月24日（金）	本株式移転計画承認に係る定時株主総会（両行）
2022年9月29日（木）（予定）	東京証券取引所及び名古屋証券取引所上場廃止日（両行）
2022年9月30日（金）まで（予定）	本自己株公開買付けの決済開始日
2022年9月30日（金）（予定）	両行の中間配当（中京銀行による本特別配当を含む）の基準日
2022年10月3日（月）（予定）	当社設立登記日（効力発生日）及び当社株式上場日

但し、今後手続を進める中で、本株式移転の手続進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、両行で協議のうえ、日程を変更する場合があります。

(3) 組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に関して買取請求権を行使する方法
株式について

愛知銀行又は中京銀行の株主が、その有する愛知銀行の普通株式又は中京銀行の普通株式につき、愛知銀行又は中京銀行に対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2022年6月24日に開催された定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をそれぞれ愛知銀行又は中京銀行に対し通知し、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、かつ、愛知銀行及び中京銀行が上記定時株主総会の決議の日（2022年6月24日）から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

（省略）

第2【統合財務情報】

3 組織再編成対象会社

(訂正前)

(前略)

(1) 愛知銀行

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
決算年月		(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)
連結経常収益	百万円	50,233	49,893	52,895	53,281	56,112
連結経常利益	百万円	6,363	7,086	4,138	6,043	15,534
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,274	4,682	2,930	4,266	10,945
連結包括利益	百万円	11,566	5,308	19,030	38,098	5,119
連結純資産額	百万円	236,045	229,790	209,350	246,391	239,512
連結総資産額	百万円	3,153,970	3,142,287	3,246,230	3,788,132	4,320,749
1株当たり純資産額	円	21,373.25	20,777.69	19,055.59	22,480.79	21,811.72
1株当たり当期純利益	円	394.27	431.85	272.08	396.82	1,017.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	392.49	429.80	270.64	394.46	1,011.45
自己資本比率	%	7.3	7.2	6.3	6.4	5.4
連結自己資本利益率	%	1.89	2.05	1.36	1.91	4.59
連結株価収益率	倍	13.59	7.95	11.67	7.61	4.46
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	26,126	828	128,698	34,723	314,587
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	24,577	25,857	79,123	55,752	54,626
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	1,037	959	1,504	1,100	1,746
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	160,202	185,930	134,849	224,225	482,440
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	1,628 [632]	1,582 [596]	1,537 [573]	1,507 [564]	1,500 [546]

(注) 1 愛知銀行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 本表には2022年3月期の数値を記載しており、これらにつきましては金融商品取引法に基づく監査終了前の数値となります。

(2) 中京銀行

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
	(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	
連結経常収益	百万円	29,734	30,454	30,924	31,446	31,528
連結経常利益	百万円	4,574	4,221	3,489	3,632	6,067
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,080	3,481	2,316	2,333	3,728
連結包括利益	百万円	2,086	5,015	12,990	12,013	1,682
連結純資産額	百万円	109,103	113,316	99,472	110,691	108,146
連結総資産額	百万円	1,964,467	1,956,809	1,976,330	2,107,003	2,348,196
1株当たり純資産額	円	5,023.47	5,211.44	4,574.50	5,083.59	4,955.94
1株当たり当期純利益	円	142.08	160.50	106.74	107.51	171.30
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	141.37	159.62	106.06	106.79	170.30
自己資本比率	%	5.54	5.77	5.01	5.23	4.59
連結自己資本利益率	%	2.84	3.13	2.18	2.22	3.41
連結株価収益率	倍	16.39	14.14	20.32	16.35	9.33
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	8,848	34,533	21,070	71,880	239,315
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	24,373	56,226	8,876	91,616	20,542
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	12,239	1,834	1,713	1,303	1,179
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	66,831	86,644	72,691	91,124	349,803
従業員数	人	1,189	1,152	1,113	1,117	892
[外、平均臨時従業員数]		[453]	[421]	[400]	[401]	[382]

(注) 1 中京銀行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 本表には2022年3月期の数値を記載しており、これらにつきましては金融商品取引法に基づく監査終了前の数値となります。

(訂正後)

(前略)

(1) 愛知銀行

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

回次		2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
決算年月		(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)
連結経常収益	百万円	50,233	49,893	52,895	53,281	56,112
連結経常利益	百万円	6,363	7,086	4,138	6,043	15,534
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	4,274	4,682	2,930	4,266	10,945
連結包括利益	百万円	11,566	5,308	19,030	38,098	5,119
連結純資産額	百万円	236,045	229,790	209,350	246,391	239,512
連結総資産額	百万円	3,153,970	3,142,287	3,246,230	3,788,132	4,320,749
1株当たり純資産額	円	21,373.25	20,777.69	19,055.59	22,480.79	21,811.72
1株当たり当期純利益	円	394.27	431.85	272.08	396.82	1,017.22
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	392.49	429.80	270.64	394.46	1,011.45
自己資本比率	%	7.3	7.2	6.3	6.4	5.4
連結自己資本利益率	%	1.89	2.05	1.36	1.91	4.59
連結株価収益率	倍	13.59	7.95	11.67	7.61	4.46
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	26,126	828	128,698	34,723	314,587
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	24,577	25,857	79,123	55,752	54,626
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	1,037	959	1,504	1,100	1,746
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	160,202	185,930	134,849	224,225	482,440
従業員数	人	1,628	1,582	1,537	1,507	1,500
[外、平均臨時従業員数]		[632]	[596]	[573]	[564]	[546]

(注) 1 愛知銀行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権 - 期末非支配株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

(2) 中京銀行

主要な経営指標等の推移

連結経営指標等の推移

	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	
	(自 2017年 4月1日 至 2018年 3月31日)	(自 2018年 4月1日 至 2019年 3月31日)	(自 2019年 4月1日 至 2020年 3月31日)	(自 2020年 4月1日 至 2021年 3月31日)	(自 2021年 4月1日 至 2022年 3月31日)	
連結経常収益	百万円	29,734	30,454	30,924	31,446	31,528
連結経常利益	百万円	4,574	4,221	3,489	3,632	6,067
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円	3,080	3,481	2,316	2,333	3,728
連結包括利益	百万円	2,086	5,015	12,990	12,013	1,682
連結純資産額	百万円	109,103	113,316	99,472	110,691	108,146
連結総資産額	百万円	1,964,467	1,956,809	1,976,330	2,107,003	2,348,196
1株当たり純資産額	円	5,023.47	5,211.44	4,574.50	5,083.59	4,955.94
1株当たり当期純利益	円	142.08	160.50	106.74	107.51	171.30
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	円	141.37	159.62	106.06	106.79	170.30
自己資本比率	%	5.54	5.77	5.01	5.23	4.59
連結自己資本利益率	%	2.84	3.13	2.18	2.22	3.41
連結株価収益率	倍	16.39	14.14	20.32	16.35	9.33
営業活動によるキャッシュ・フロー	百万円	8,848	34,533	21,070	71,880	239,315
投資活動によるキャッシュ・フロー	百万円	24,373	56,226	8,876	91,616	20,542
財務活動によるキャッシュ・フロー	百万円	12,239	1,834	1,713	1,303	1,179
現金及び現金同等物の期末残高	百万円	66,831	86,644	72,691	91,124	349,803
従業員数	人	1,189	1,152	1,113	1,117	892
[外、平均臨時従業員数]		[453]	[421]	[400]	[401]	[382]

(注) 1 中京銀行及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計 - 期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

2【沿革】

（訂正前）

2022年5月11日	両行は、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行取締役会において本株式移転計画の作成及び本経営統合契約書の締結を決議いたしました。
2022年6月24日（予定）	愛知銀行は、その定時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定です。
2022年6月24日（予定）	中京銀行は、その定時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議する予定です。
2022年10月3日（予定）	両行が株式移転の方法により当社を設立する予定です。また、当社の普通株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する予定です。

なお、当社の完全子会社となる両行の沿革につきましては、両行の有価証券報告書（愛知銀行については2021年6月25日提出、中京銀行については2021年6月25日提出）をご参照ください。

（訂正後）

2022年5月11日	両行は、両行の株主総会の承認及び関係当局の許認可等を得られることを前提として、本株式移転により共同で当社を設立することについて合意に達し、両行取締役会において本株式移転計画の作成及び本経営統合契約書の締結を決議いたしました。
2022年6月24日	愛知銀行は、その定時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議いたしました。
2022年6月24日	中京銀行は、その定時株主総会において、両行が共同で株式移転の方法により当社を設立し、両行がその完全子会社となることについて決議いたしました。
2022年10月3日（予定）	両行が株式移転の方法により当社を設立する予定です。また、当社の普通株式を東京証券取引所及び名古屋証券取引所に上場する予定です。

なお、当社の完全子会社となる両行の沿革につきましては、両行の有価証券報告書（愛知銀行については2022年6月24日提出、中京銀行については2022年6月24日提出）をご参照ください。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2021年6月25日提出、中京銀行においては2021年6月25日提出）及び四半期報告書（愛知銀行においては2021年8月6日、2021年11月25日及び2022年2月7日提出、中京銀行においては2021年8月11日、2021年11月16日及び2022年2月8日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の経営方針、経営環境及び対処すべき課題等については、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2022年6月24日提出、中京銀行においては2022年6月24日提出）をご参照ください。

2【事業等のリスク】

（訂正前）

当社は本届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に関連し、当社グループ（当社及び連結子会社。以下同じ。）の経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両行の完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在における両行の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両行の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書提出日現在において判断したものです。

(1)（省略）

(2) 愛知銀行の事業等のリスク

財務面に関するリスク

ア 不良債権に関するリスクについて

愛知銀行は、不良債権縮減のため、不良債権のオフバランス化、経営改善支援に注力しております。しかしながら、景気の動向、不動産価格の下落、愛知銀行の融資先の経営状況の変動等によっては、愛知銀行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、愛知銀行の業績に影響を及ぼすとともに財務内容を弱め、自己資本の減少につながる可能性があります。

イ 貸倒引当金に関するリスクについて

愛知銀行は、愛知銀行が2021年6月25日に提出した有価証券報告書の「第5経理の状況 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5.会計方針に関する事項 (5)貸倒引当金の計上基準」に基づき貸倒引当金を計上しておりますが、今後の景気の動向や貸出先の経営状況の変動及び担保価値の下落等により、実際の貸倒が見積りを上回り、貸出金償却の発生や貸倒引当金の積み増しが必要となり、愛知銀行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（中略）

業務面に関するリスク

ア～キ（省略）

外部環境等に関するリスク

ア～イ（省略）

ウ 災害リスクについて

大地震や風水害等の自然災害により、愛知銀行の損害や取引先の被災による業績悪化等が、愛知銀行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。愛知銀行では、「業務継続計画（BCP）」を策定し、緊急時における態勢整備を行っておりますが、被害状況によっては、一部業務が停止する等の可能性があります。

エ～オ（省略）

(3) 中京銀行の事業等のリスク

経営者が中京銀行の経営成績等に重要な影響を与える可能性があるとして認識しているリスクのうち、主要なものとして、以下に記載した「信用リスク」「市場リスク」があげられます。

中京銀行は、当該リスクについてリスクを定量化し、リスクに見合う資本（リスク資本）を割り当て、その配賦額について自己資本の範囲内に収めるとともに、リスク量がリスク資本の範囲内であるか定期的に確認しております。また、経営方針や第18次中期経営計画<Ｃ×プラン>を踏まえ、収益機会の追求とリスクをコントロールすることにより、経営ビジョンを実現させることを目的とした経営管理と一体となったリスク管理を行っております。

なお、これらのリスク管理体制は、中京銀行が2021年6月25日に提出した有価証券報告書の「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

～（省略）

（訂正後）

当社は本訂正届出書提出日現在において設立されておきませんが、本株式移転に關連し、当社グループ（当社及び連結子会社。以下同じ。）の経営統合に係るリスクとして、下記(1)のリスクが想定されます。さらに、当社は本株式移転により両行の完全親会社となるため、当社の設立後は、本訂正届出書提出日現在における両行の事業等のリスクが当社の事業等のリスクとなり得ることが想定されます。両行の事業等のリスクを踏まえた当社の事業等のリスクはそれぞれ下記(2)及び(3)のとおりであります。

なお、本項においては、将来に關する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本訂正届出書提出日現在において判断したものです。

(1)（省略）

(2) 愛知銀行の事業等のリスク

財務面に關するリスク

ア 不良債権に關するリスクについて

愛知銀行は、不良債権縮減のため、不良債権のオフバランス化、経営改善支援に注力しております。しかしながら、景気の動向、不動産価格の下落、愛知銀行の融資先の経営状況の変動等によっては、愛知銀行の不良債権及び与信関係費用は増加するおそれがあり、その結果、愛知銀行の業績に影響を及ぼすとともに財務内容を弱め、自己資本の減少につながる可能性があります。

イ 貸倒引当金に關するリスクについて

愛知銀行は、愛知銀行が2022年6月24日に提出した有価証券報告書の「第5経理の状況 注記事項 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 5. 会計方針に關する事項 (5) 貸倒引当金の計上基準」に基づき貸倒引当金を計上しておりますが、今後の景気の動向や貸出先の経営状況の変動及び担保価値の下落等により、実際の貸倒が見積りを上回り、貸出金償却の発生や貸倒引当金の積み増しが必要となり、愛知銀行の業績に影響を及ぼす可能性があります。

（中略）

業務面に關するリスク

ア～キ（省略）

ク 株式会社中京銀行との経営統合

愛知銀行及び中京銀行は、2022年10月に「株式会社あいちフィナンシャルグループ」を設立し、経営統合する予定であります。今後、本件に關わり、予期せぬ損失や費用が発生した場合には、愛知銀行の業績、財務状況及び株価に影響を及ぼす可能性があります。

外部環境等に關するリスク

ア～イ（省略）

ウ 気候変動リスクについて

大規模風水害等の発生により、愛知銀行の業務運営への影響に加えて、取引先の事業活動への影響や担保資産の価値毀損による信用リスクの増加が、愛知銀行の業績等に影響を及ぼす可能性があります。愛知銀行では、「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」提言への賛同を表明しており、今後、TCFD提言を踏まえた気候変動リスク・機会の特定・評価やリスク管理の充実に努めてまいります。

大地震や風水害等に対して、愛知銀行は「業務継続計画（BCP）」を策定し、緊急時における態勢整備を行っておりますが、被害状況によっては、一部業務が停止する等の可能性があります。

エ～オ（省略）

(3) 中京銀行の事業等のリスク

経営者が中京銀行の経営成績等に重要な影響を与える可能性があるとして認識しているリスクのうち、主要なものとして、以下に記載した「信用リスク」「市場リスク」があげられます。

中京銀行は、当該リスクについてリスクを定量化し、リスクに見合う資本（リスク資本）を割り当て、その配賦額について自己資本の範囲内に収めるとともに、リスク量がリスク資本の範囲内であるか定期的に確認しております。また、経営方針や第18次中期経営計画<CXプラン>を踏まえ、収益機会の追求とリスクをコントロールすることにより、経営ビジョンを実現させることを目的とした経営管理と一体となったリスク管理を行っております。

なお、これらのリスク管理体制は、中京銀行が2022年6月24日に提出した有価証券報告書の「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

～（省略）

株式会社愛知銀行との経営統合

中京銀行及び愛知銀行は、2022年10月に「株式会社あいちフィナンシャルグループ」を設立し、経営統合する予定であります。今後、本件に関わり、予期せぬ損失や費用が発生した場合には、中京銀行の業績、財務状況及び株価に影響を及ぼす可能性があります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2021年6月25日提出、中京銀行においては2021年6月25日提出）及び四半期報告書（愛知銀行においては2021年8月6日、2021年11月25日及び2022年2月7日提出、中京銀行においては2021年8月11日、2021年11月16日及び2022年2月8日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析については、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2022年6月24日提出、中京銀行においては2022年6月24日提出）をご参照ください。

4【経営上の重要な契約等】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の経営上の重要な契約等については、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2021年6月25日提出、中京銀行においては2021年6月25日提出）及び四半期報告書（愛知銀行においては2021年8月6日、2021年11月25日及び2022年2月7日提出、中京銀行においては2021年8月11日、2021年11月16日及び2022年2月8日提出）をご参照ください。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、上記「**第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等**」をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の経営上の重要な契約等については、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2022年6月24日提出、中京銀行においては2022年6月24日提出）をご参照ください。

また、本株式移転の目的、本株式移転に係る株式移転計画の内容、本株式移転の条件等につきましては、上記「**第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等**」をご参照ください。

5【研究開発活動】

（訂正前）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の研究開発活動については、両行の有価証券報告書（愛知銀行については2021年6月25日提出、中京銀行については2021年6月25日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の研究開発活動については、両行の有価証券報告書（愛知銀行については2022年6月24日提出、中京銀行については2022年6月24日提出）をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

（訂正前）

(1)（省略）

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる両行の設備投資等の概要については、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2021年6月25日提出、中京銀行においては2021年6月25日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1)（省略）

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる両行の設備投資等の概要については、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2022年6月24日提出、中京銀行においては2022年6月24日提出）をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

（訂正前）

(1)（省略）

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる両行の主要な設備の状況については、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2021年6月25日提出、中京銀行においては2021年6月25日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1)（省略）

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる両行の主要な設備の状況については、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2022年6月24日提出、中京銀行においては2022年6月24日提出）をご参照ください。

3【設備の新設、除却等の計画】

（訂正前）

(1)（省略）

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる両行の設備の新設、除却等の計画については、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2021年6月25日提出、中京銀行においては2021年6月25日提出）をご参照ください。

（訂正後）

(1)（省略）

(2) 連結子会社の状況

当社の完全子会社となる両行の設備の新設、除却等の計画については、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2022年6月24日提出、中京銀行においては2022年6月24日提出）をご参照ください。

第4【提出会社の状況】

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(訂正前)

当社は、いわゆるテクニカル上場により2022年10月3日より東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場する予定であり、本株式移転により当社の完全子会社となる愛知銀行及び中京銀行と同水準又はそれ以上のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定であります。

当社の完全子会社となる愛知銀行及び中京銀行のコーポレート・ガバナンスの状況につきましては、愛知銀行の有価証券報告書（2021年6月25日提出）及び中京銀行の有価証券報告書（2021年6月25日提出）をご参照ください。

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関し、本届出書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

(1) (省略)

(2) 【役員の状況】

役員一覧

2022年10月3日就任予定の当社の役員は、以下のとおりです。

男性13名 女性2名（役員のうち女性の比率13.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する 愛知銀行の 株式数 (株) (2) 所有する 中京銀行の 株式数 (株) (3) 割り当て られる当社 の株式数 (株)
代表取締役社長	伊藤 行記	1958年1月1日	1980年4月 愛知銀行入行 2010年6月 同行事務統括部長 2013年6月 同行取締役役に就任、業務監査部長 2015年6月 同行取締役証券外国部長 2017年6月 同行常務取締役に就任 2019年6月 同行取締役頭取に就任 2020年10月 監査部担当 現在に至る	(注) 2	(1) 1,700 (2) - (3) 5,661
代表取締役副社長	小林 秀夫	1961年4月14日	1984年4月 中京銀行入行 2015年6月 同行執行役員名古屋営業第三本部長 2017年6月 同行取締役執行役員に就任、営業統括部長、営業統括部、個人営業部担当 2019年5月 同行取締役執行役員、営業統括部、個人営業部担当 2019年6月 同行取締役常務執行役員に就任、総合企画部、資金部、経営企画室、東京事務所担当 2021年4月 同行取締役頭取に就任 2021年6月 同行取締役頭取、内部監査部担当 現在に至る	(注) 2	(1) - (2) 2,600 (3) 2,600
取締役	藏富 宣彦	1959年2月15日	1981年4月 愛知銀行入行 2014年6月 同行コンプライアンス統括部長 2016年6月 同行取締役に就任、コンプライアンス・リスク統括部長 2017年6月 同行取締役監査部長 2019年6月 同行常務取締役に就任 2021年6月 同行専務取締役に就任、総合企画部担当 現在に至る	(注) 2	(1) 900 (2) - (3) 2,997

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する 愛知銀行の 株式数 (株) (2) 所有する 中京銀行の 株式数 (株) (3) 割り当て られる当社 の株式数 (株)
取締役	松野 裕泰	1958年7月24日	1982年4月 愛知銀行入行 2013年6月 同行個人部長 2015年6月 同行取締役就任、本店営業部長 2017年6月 同行取締役審査部長 2019年6月 同行常務取締役に就任 2021年6月 同行常務取締役 審査部、証券外国 部、東京事務所担当 現在に至る	(注) 2	(1) 1,900 (2) - (3) 6,327
取締役	吉川 浩明	1961年10月5日	1985年4月 愛知銀行入行 2013年6月 同行総合企画部副部長 2015年6月 同行経営管理部長 2017年6月 同行執行役員総合企画部長 2019年6月 同行執行役員事務統括部長 2020年6月 同行取締役に就任、総務部、事務統括 部担当 現在に至る	(注) 2	(1) 1,300 (2) - (3) 4,329
取締役	早川 誠	1962年12月15日	1985年4月 中京銀行入行 2008年5月 同行総合企画部長 2011年6月 同行執行役員総合企画部長 2012年6月 同行執行役員、事務統括部副担当 2013年5月 同行執行役員事務統括部長 2014年5月 同行執行役員営業統括部長 2015年10月 同行執行役員、人事部副担当 2016年3月 同行執行役員リスク統括部長 2018年4月 同行執行役員総合企画部長 2019年6月 同行常務執行役員総合企画部長 2021年12月 同行常務執行役員、総合企画部副担当 現在に至る	(注) 2	(1) - (2) 2,815 (3) 2,815
取締役	鈴木 規正	1963年12月30日	1986年4月 愛知銀行入行 2017年6月 同行経営管理部長 2018年6月 同行執行役員経営管理部長 2020年6月 同行執行役員コンプライアンス・リス ク統括部長 2021年6月 同行取締役に就任、コンプライア ンス・リスク統括部、人事部担当 現在に至る	(注) 2	(1) 1,000 (2) - (3) 3,330
取締役	伊藤 謙二	1964年10月16日	1987年4月 愛知銀行入行 2016年6月 同行証券外国副部長 2017年6月 同行証券外国部長 2018年6月 同行執行役員証券外国部長 2019年6月 同行執行役員総合企画部長 現在に至る	(注) 2	(1) 1,400 (2) - (3) 4,662
取締役	瀬林 寿志	1967年8月20日	1986年4月 中京銀行入行 2017年5月 同行総合企画部長 2018年4月 同行大曽根支店長 2018年10月 同行大曽根支店長兼営業統括部主席推 進役 2021年1月 同行大曽根支店長兼上飯田支店長兼営 業統括部主席推進役 2021年4月 同行大曽根支店長兼上飯田支店長兼営 業推進部営業店支援グループ主席推進 役 2021年11月 同行大曽根支店長兼上飯田支店長 2021年12月 同行執行役員総合企画部長 現在に至る	(注) 2	(1) - (2) 3,208 (3) 3,208

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する 愛知銀行の 株式数 (株) (2) 所有する 中京銀行の 株式数 (株) (3) 割り当て られる当社 の株式数 (株)
取締役（監査等委員）	加藤 政宏	1961年12月18日	1985年4月 愛知銀行入行 2007年10月 同行赤池支店長 2010年1月 同行当知支店長 2012年10月 同行金山支店長 2014年6月 同行経営管理部副部長 2020年6月 同行取締役監査等委員に就任 現在に至る	(注) 2	(1) 1,300 (2) - (3) 4,329
取締役（監査等委員）	江本 泰敏	1955年1月28日	1990年4月 最高裁判所司法研修所入所 1992年3月 最高裁判所司法研修所退所 1992年4月 弁護士登録 1992年4月 不二法律事務所入所 1997年3月 不二法律事務所退所 1997年4月 江本法律事務所開業 2007年10月 名古屋家庭裁判所家事調停官（非常勤裁判官）に就任 2009年9月 名古屋家庭裁判所家事調停官（非常勤裁判官）を退任 2016年4月 愛知県弁護士会監事に就任 2017年3月 愛知県弁護士会監事を退任 2018年6月 愛知銀行取締役監査等委員に就任 現在に至る (重要な兼職の状況) 江本法律事務所所長	(注) 3	(1) 300 (2) - (3) 999
取締役（監査等委員）	柴田 雄己	1950年1月11日	1973年4月 名古屋鉄道株式会社入社 2000年6月 同社東京支社長 2004年6月 同社取締役関連事業部部長 2005年7月 同社取締役鉄道事業本部副本部長兼企画管理部長 2006年7月 同社取締役経営企画部長 2007年6月 同社常務取締役 2009年6月 同社専務取締役 2010年6月 同社専務取締役鉄道事業本部長 2011年6月 同社代表取締役副社長 2012年6月 名鉄運輸株式会社代表取締役副社長 2013年6月 同社代表取締役社長 2016年6月 同社相談役 2019年6月 中京銀行社外取締役 現在に至る	(注) 3	(1) - (2) - (3) -
取締役（監査等委員）	村田 知英子	1959年9月16日	1982年4月 名古屋国税局採用 2015年7月 大垣税務署 署長 2016年7月 名古屋国税局 調査部 調査開発課長 2017年7月 同 総務部 会計課長 2018年7月 同 総務部 次長 2019年7月 名古屋中税務署 署長 2020年7月 退職 2020年8月 税理士登録、村田知英子税理士事務所開業 現在に至る (重要な兼職の状況) 村田知英子税理士事務所 所長	(注) 3	(1) - (2) - (3) -

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する 愛知銀行の 株式数 (株) (2) 所有する 中京銀行の 株式数 (株) (3) 割り当て られる当社 の株式数 (株)
取締役（監査等委員）	栗本 幸子	1948年 5月13日	1971年 4月 愛知県庁入庁 2004年 4月 愛知県監査委員事務局長 2007年 4月 愛知県愛知芸術文化センター長 2009年 4月 公益財団法人あいち男女共同参画財団 理事長 2011年 4月 公益財団法人愛知県国際交流協会評議 員 2012年 4月 社会福祉法人愛知県厚生事業団理事 2016年 4月 愛知県行政不服審査会委員 2020年 6月 中京銀行社外監査役 現在に至る <u>（重要な兼職）</u> 公益財団法人愛知県国際交流協会評議 員 社会福祉法人愛知県厚生事業団理事	(注) 3	(1) - (2) - (3) -
取締役（監査等委員）	我妻 巧	1958年 4月24日	1981年 4月 株式会社インテック入社 1999年 4月 株式会社インテック 中部営業所長 2004年 4月 株式会社インテック 第一金融ソ リューション部長 2007年 4月 株式会社インテック 第二金融ビジネ ス事業部長 2008年 4月 株式会社インテック 北陸地区本部 金融システム部長 2010年 4月 株式会社インテック 理事 中部地区 本部副本部長 2013年 4月 株式会社インテック 執行役員 第二 金融ソリューション事業本部長 2015年 6月 北国インテックサービス株式会社 常 務取締役 総務部長 2016年 6月 北国インテックサービス株式会社 代 表取締役社長 2018年 3月 北国インテックサービス株式会社 代 表取締役社長退任 2018年 4月 株式会社インテック 常務執行役員 中部地区本部長 2019年 4月 株式会社インテック 常務執行役員 北陸産業事業本部長 2021年 4月 株式会社インテック 顧問 2021年 6月 株式会社インテック 常勤監査役 現在に至る <u>（重要な兼職の状況）</u> 株式会社インテック 常勤監査役 株式会社アイ・ユー・ケイ 監査役	(注) 3	(1) - (2) - (3) -
計					(1) 9,800 (2) 8,623 (3) 41,257

- (注) 1 江本泰敏氏、柴田雄己氏、村田知英子氏、栗本幸子氏及び我妻巧氏は、社外取締役であります。
- 2 監査等委員でない取締役の任期は、当社の設立日である2022年10月3日から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、当社の設立日である2022年10月3日から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 所有する愛知銀行の株式数及び中京銀行の株式数は、2022年3月31日現在の所有状況に基づいて記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割り当てられる当社の株式数は、当社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
- 5 役職名は、本届出書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

（省略）

（省略）

（3）（省略）

（4）【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、今後策定する予定であります。

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定め、具体的な報酬等の額については取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会にて決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議により決定するものとする予定であります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に際しては、報酬委員会での審議、答申を経ることで、その透明性及び客観性の確保に努めてまいります。

なお、当社の設立の日から2023年3月31日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の総額は、2022年6月24日に開催された愛知銀行及び中京銀行の定時株主総会にて承認され、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額260百万円以内とし、監査等委員である取締役については年額90百万円以内とする旨を定款（附則）に定める予定であります。

（省略）

（省略）

（5）【株式の保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の株式の保有状況については、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2021年6月25日提出、中京銀行においては2021年6月25日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は、いわゆるテクニカル上場により2022年10月3日より東京証券取引所プライム市場及び名古屋証券取引所プレミア市場に上場する予定であり、本株式移転により当社の完全子会社となる愛知銀行及び中京銀行と同水準又はそれ以上のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定であります。

当社の完全子会社となる愛知銀行及び中京銀行のコーポレート・ガバナンスの状況につきましては、愛知銀行の有価証券報告書（2022年6月24日提出）及び中京銀行の有価証券報告書（2022年6月24日提出）をご参照ください。

本株式移転後の当社のコーポレート・ガバナンスに関し、本届出書提出日現在において予定されている事項は以下のとおりです。その他の事項につきましては、当社が新設会社であるため、未定であります。

（1）（省略）

(2) 【役員の状況】

役員一覧

2022年10月3日就任予定の当社の役員は、以下のとおりです。

男性13名 女性2名（役員のうち女性の比率13.3%）

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する 愛知銀行の 株式数 (株) (2) 所有する 中京銀行の 株式数 (株) (3) 割り当て られる当社 の株式数 (株)
代表取締役社長	伊藤 行記	1958年1月1日	1980年4月 愛知銀行入行 2010年6月 同行事務統括部長 2013年6月 同行取締役に就任、業務監査部長 2015年6月 同行取締役証券外国部長 2017年6月 同行常務取締役に就任 2019年6月 同行取締役頭取に就任 現在に至る	(注) 2	(1) 1,700 (2) - (3) 5,661
代表取締役副社長	小林 秀夫	1961年4月14日	1984年4月 中京銀行入行 2015年6月 同行執行役員名古屋営業第三本部長 2017年6月 同行取締役執行役員に就任、営業統括部長、営業統括部、個人営業部担当 2019年5月 同行取締役執行役員、営業統括部、個人営業部担当 2019年6月 同行取締役常務執行役員に就任、総合企画部、資金部、経営企画室、東京事務所担当 2021年4月 同行取締役頭取に就任 2021年6月 同行取締役頭取、内部監査部担当 現在に至る	(注) 2	(1) - (2) 2,600 (3) 2,600
取締役	藏富 宣彦	1959年2月15日	1981年4月 愛知銀行入行 2014年6月 同行コンプライアンス統括部長 2016年6月 同行取締役に就任、コンプライアンス・リスク統括部長 2017年6月 同行取締役監査部長 2019年6月 同行常務取締役に就任 2021年6月 同行専務取締役に就任 2022年6月 同行専務取締役 <u>コンプライアンス・リスク統括部担当</u> 現在に至る	(注) 2	(1) 900 (2) - (3) 2,997
取締役	松野 裕泰	1958年7月24日	1982年4月 愛知銀行入行 2013年6月 同行個人部長 2015年6月 同行取締役に就任、本店営業部長 2017年6月 同行取締役審査部長 2019年6月 同行常務取締役に就任 2021年6月 同行常務取締役 <u>審査部、証券外国部、東京事務所担当</u> 現在に至る	(注) 2	(1) 1,900 (2) - (3) 6,327
取締役	吉川 浩明	1961年10月5日	1985年4月 愛知銀行入行 2013年6月 同行総合企画部副部長 2015年6月 同行経営管理部長 2017年6月 同行執行役員総合企画部長 2019年6月 同行執行役員事務統括部長 2020年6月 同行取締役に就任 2022年6月 同行常務取締役に就任 <u>事務統括部担当</u> 現在に至る	(注) 2	(1) 1,300 (2) - (3) 4,329

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する 愛知銀行の 株式数 (株) (2) 所有する 中京銀行の 株式数 (株) (3) 割り当て られる当社 の株式数 (株)
取締役	早川 誠	1962年12月15日	1985年4月 中京銀行入行 2008年5月 同行総合企画部長 2011年6月 同行執行役員総合企画部長 2012年6月 同行執行役員、事務統括部副担当 2013年5月 同行執行役員事務統括部長 2014年5月 同行執行役員営業統括部長 2015年10月 同行執行役員、人事部副担当 2016年3月 同行執行役員リスク統括部長 2018年4月 同行執行役員総合企画部長 2019年6月 同行常務執行役員総合企画部長 2021年12月 同行常務執行役員、総合企画部副担当 現在に至る	(注) 2	(1) - (2) 2,815 (3) 2,815
取締役	鈴木 規正	1963年12月30日	1986年4月 愛知銀行入行 2017年6月 同行経営管理部長 2018年6月 同行執行役員経営管理部長 2020年6月 同行執行役員コンプライアンス・リスク統括部長 2021年6月 同行取締役に就任 2022年6月 同行取締役 監査部担当 現在に至る	(注) 2	(1) 1,000 (2) - (3) 3,330
取締役	伊藤 謙二	1964年10月16日	1987年4月 愛知銀行入行 2016年6月 同行証券外国副部長 2017年6月 同行証券外国部長 2018年6月 同行執行役員証券外国部長 2019年6月 同行執行役員総合企画部長 2022年6月 同行取締役に就任、総合企画部、総務部、人事部担当 現在に至る	(注) 2	(1) 1,400 (2) - (3) 4,662
取締役	瀬林 寿志	1967年8月20日	1986年4月 中京銀行入行 2017年5月 同行総合企画部長 2018年4月 同行大曽根支店長 2018年10月 同行大曽根支店長兼営業統括部主席推進役 2021年1月 同行大曽根支店長兼上飯田支店長兼営業統括部主席推進役 2021年4月 同行大曽根支店長兼上飯田支店長兼営業推進部営業店支援グループ主席推進役 2021年11月 同行大曽根支店長兼上飯田支店長 2021年12月 同行執行役員総合企画部長 現在に至る	(注) 2	(1) - (2) 3,208 (3) 3,208
取締役（監査等委員）	加藤 政宏	1961年12月18日	1985年4月 愛知銀行入行 2007年10月 同行赤池支店長 2010年1月 同行当知支店長 2012年10月 同行金山支店長 2014年6月 同行経営管理部副部長 2020年6月 同行取締役監査等委員に就任 現在に至る	(注) 2	(1) 1,300 (2) - (3) 4,329

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する 愛知銀行の 株式数 (株) (2) 所有する 中京銀行の 株式数 (株) (3) 割り当て られる当社 の株式数 (株)
取締役（監査等委員）	江本 泰敏	1955年 1月28日	1990年 4月 最高裁判所司法研修所入所 1992年 3月 最高裁判所司法研修所退所 1992年 4月 弁護士登録 1992年 4月 不二法律事務所入所 1997年 3月 不二法律事務所退所 1997年 4月 江本法律事務所開業 2007年10月 名古屋家庭裁判所家事調停官（非常勤 裁判官）に就任 2009年 9月 名古屋家庭裁判所家事調停官（非常勤 裁判官）を退任 2016年 4月 愛知県弁護士会監事に就任 2017年 3月 愛知県弁護士会監事を退任 2018年 6月 愛知銀行取締役監査等委員に就任 現在に至る （重要な兼職の状況） 江本法律事務所 所長	(注) 3	(1) 300 (2) - (3) 999
取締役（監査等委員）	柴田 雄己	1950年 1月11日	1973年 4月 名古屋鉄道株式会社入社 2000年 6月 同社東京支社長 2004年 6月 同社取締役関連事業部部長 2005年 7月 同社取締役鉄道事業本部副本部長兼企 画管理部長 2006年 7月 同社取締役経営企画部長 2007年 6月 同社常務取締役 2009年 6月 同社専務取締役 2010年 6月 同社専務取締役鉄道事業本部長 2011年 6月 同社代表取締役副社長 2012年 6月 名鉄運輸株式会社代表取締役副社長 2013年 6月 同社代表取締役社長 2016年 6月 同社相談役 2019年 6月 中京銀行社外取締役 現在に至る	(注) 3	(1) - (2) - (3) -
取締役（監査等委員）	村田 知英子	1959年 9月16日	1982年 4月 名古屋国税局採用 2015年 7月 大垣税務署 署長 2016年 7月 名古屋国税局 調査部 調査開発課長 2017年 7月 同 総務部 会計課長 2018年 7月 同 総務部 次長 2019年 7月 名古屋中税務署 署長 2020年 7月 退職 2020年 8月 税理士登録、村田知英子税理士事務所 開業 2022年 6月 愛知銀行取締役監査等委員に就任 現在に至る （重要な兼職の状況） 村田知英子税理士事務所 所長	(注) 3	(1) - (2) - (3) -

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する 愛知銀行の 株式数 (株) (2) 所有する 中京銀行の 株式数 (株) (3) 割り当て られる当社 の株式数 (株)
取締役（監査等委員）	栗本 幸子	1948年 5月13日	1971年 4月 愛知県庁入庁 2004年 4月 愛知県監査委員事務局長 2007年 4月 愛知県愛知芸術文化センター長 2009年 4月 公益財団法人あいち男女共同参画財団 理事長 2011年 4月 公益財団法人愛知県国際交流協会評議 員 2012年 4月 社会福祉法人愛知県厚生事業団理事 2016年 4月 愛知県行政不服審査会委員 2020年 6月 中京銀行社外監査役 現在に至る <u>（重要な兼職の状況）</u> 公益財団法人愛知県国際交流協会評議 員 社会福祉法人愛知県厚生事業団理事	(注) 3	(1) - (2) - (3) -
取締役（監査等委員）	我妻 巧	1958年 4月24日	1981年 4月 株式会社インテック入社 1999年 4月 株式会社インテック 中部営業所長 2004年 4月 株式会社インテック 第一金融ソ リューション部長 2007年 4月 株式会社インテック 第二金融ビジネ ス事業部長 2008年 4月 株式会社インテック 北陸地区本部 金融システム部長 2010年 4月 株式会社インテック 理事 中部地区 本部副本部長 2013年 4月 株式会社インテック 執行役員 第二 金融ソリューション事業本部長 2015年 6月 北国インテックサービス株式会社 常 務取締役 総務部長 2016年 6月 北国インテックサービス株式会社 代 表取締役社長 2018年 3月 北国インテックサービス株式会社 代 表取締役社長退任 2018年 4月 株式会社インテック 常務執行役員 中部地区本部長 2019年 4月 株式会社インテック 常務執行役員 北陸産業事業本部長 2021年 4月 株式会社インテック 顧問 2021年 6月 株式会社インテック 常勤監査役 現在に至る <u>（重要な兼職の状況）</u> 株式会社インテック 常勤監査役 株式会社アイ・ユー・ケイ 監査役	(注) 3	(1) - (2) - (3) -
計					(1) 9,800 (2) 8,623 (3) 41,257

- (注) 1 江本泰敏氏、柴田雄己氏、村田知英子氏、栗本幸子氏及び我妻巧氏は、社外取締役であります。
- 2 監査等委員でない取締役の任期は、当社の設立日である2022年10月3日から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 3 監査等委員である取締役の任期は、当社の設立日である2022年10月3日から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
- 4 所有する愛知銀行の株式数及び中京銀行の株式数は、2022年3月31日現在の所有状況に基づいて記載しており、また、割り当てられる当社の株式数は、当該所有状況に基づき、株式移転比率を勘案して記載しております。なお、実際に割り当てられる当社の株式数は、当社の設立日の直前までの所有株式数に応じて変動することがあります。
- 5 役職名は、本届出書提出日現在において予定されている役職名を記載しております。

（省略）

（省略）

（3）（省略）

（4）【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針については、今後策定する予定であります。

役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定め、具体的な報酬等の額については取締役（監査等委員である取締役を除く。）については取締役会にて決定し、監査等委員である取締役については、監査等委員会の協議により決定するものとする予定であります。

また、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の決定に際しては、報酬委員会での審議、答申を経ることで、その透明性及び客観性の確保に努めてまいります。

なお、当社の設立の日から2023年3月31日で終了する事業年度に係る定時株主総会終結の時までの期間の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益の総額は、2022年6月24日に開催された愛知銀行及び中京銀行の定時株主総会にて承認されており、取締役（監査等委員である取締役を除く。）については年額260百万円以内とし、監査等委員である取締役については年額90百万円以内とする旨を定款（附則）に定める予定であります。

（省略）

（省略）

（5）【株式の保有状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の株式の保有状況については、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2022年6月24日提出、中京銀行においては2022年6月24日提出）をご参照ください。

第5【経理の状況】

（訂正前）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の経理の状況につきましては、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2021年6月25日提出、中京銀行においては2021年6月25日提出）及び四半期報告書（愛知銀行においては2021年8月6日、2021年11月25日及び2022年2月7日提出、中京銀行においては2021年8月11日、2021年11月16日及び2022年2月8日提出）をご参照ください。

（訂正後）

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となる両行の経理の状況につきましては、両行の有価証券報告書（愛知銀行においては2022年6月24日提出、中京銀行においては2022年6月24日提出）をご参照ください。

第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

（訂正前）

（1）【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

愛知銀行

事業年度 第112期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月25日関東財務局長に提出

中京銀行

事業年度 第115期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）2021年6月25日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

愛知銀行

事業年度 第113期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月6日関東財務局長に提出

事業年度 第113期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月25日関東財務局長に提出

事業年度 第113期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月7日関東財務局長に提出

中京銀行

事業年度 第116期第1四半期（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）2021年8月11日関東財務局長に提出

事業年度 第116期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）2021年11月16日関東財務局長に提出

事業年度 第116期第3四半期（自 2021年10月1日 至 2021年12月31日）2022年2月8日関東財務局長に提出

【臨時報告書】

愛知銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2022年6月8日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2021年6月30日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2021年12月10日関東財務局長に提出

中京銀行

の有価証券報告書の提出後、本届出書提出日（2022年6月8日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2021年6月29日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基づく臨時報告書

2021年12月10日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

愛知銀行

訂正報告書（上記の2021年12月10日付臨時報告書の訂正報告書）

2022年5月11日関東財務局長に提出

中京銀行

訂正報告書（上記の2021年12月10日付臨時報告書の訂正報告書）

2022年5月11日関東財務局長に提出

（2）（省略）

(訂正後)

(1) 【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

愛知銀行

事業年度 第113期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）2022年6月24日関東財務局長に提出

中京銀行

事業年度 第116期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）2022年6月24日関東財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

愛知銀行

該当事項はありません。

中京銀行

該当事項はありません。

【臨時報告書】

愛知銀行

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（2022年6月28日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2022年6月28日関東財務局長に提出

中京銀行

の有価証券報告書の提出後、本訂正届出書提出日（2022年6月28日）までに、以下の臨時報告書を提出しております。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書

2022年6月28日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

愛知銀行

該当事項はありません。

中京銀行

該当事項はありません。

(2) (省略)